

消費税率の引き上げに伴い、公共施設の使用料等が変わります

平成 26 年 4 月 1 日に消費税率が 5 パーセントから 8 パーセントに引き上げられることに伴い、本市では消費税の課税対象となる使用料等について、消費税率引上げ分を適正に転嫁するため、平成 26 年 4 月 1 日以降の使用料等の金額を変更します。

詳細については、下表のとおりですので、ご覧ください。

No.	対象となる使用料等	問い合わせ先
1	行政財産の使用料	資産管理課 (内線 4 2 0)
2	笹目コミュニティセンター使用料	コミュニティ推進課 (内線 4 3 5)
3	男女共同参画センター使用料	コミュニティ推進課 (内線 4 3 5)
4	保養所使用料	防犯くらし交通課 (内線 6 5 6)
5	放置自転車等撤去費用	防犯くらし交通課 (内線 2 6 3)
6	自転車駐車場登録手数料	防犯くらし交通課 (内線 2 6 3)
7	文化会館使用料	文化スポーツ課 (内線 3 3 3)
8	スポーツセンター使用料	文化スポーツ課 (内線 3 9 4)
9	中町庭球場使用料	文化スポーツ課 (内線 3 9 4)
10	学校屋外運動場夜間照明施設使用料	文化スポーツ課 (内線 3 9 4)
11	し尿くみとり手数料及び動物の死体処理手数料	環境クリーン推進課 (内線 3 9 1)

12	船着場の使用料	公園河川課 (内線 3 1 2)
13	公園の使用料等	公園河川課 (内線 3 1 9)
14	起業支援センター支援室使用料	経済産業振興課 (内線 3 7 4)
15	福祉センター使用料	上戸田福祉センター (内線 6 3 1)
16	勤労福祉センター使用料	上戸田福祉センター (内線 6 3 1)
17	心身障害者福祉センター使用料	障害福祉課 (内線 2 8 3)
18	福祉保健センター貸室使用料	福祉保健センター (048-446-6484)
19	産前産後支援ヘルプサービス実施要綱	こども家庭課 (内線 4 5 4)
20	道路占用料	道路課 (内線 3 5 2)
21	市民医療センター使用料、手数料	市民医療センター総務課 (048-421-4114)
22	教育センター編集室の使用料	指導課 (048-434-5660)
23	少年自然の家宿泊料・食事料	生涯学習課 (内線 3 0 8)
24	水道料金	水道業務課 (048-229-4606)
25	給水装置新設分担金・水道利用加入金	水道業務課 (048-229-4606)
26	下水道使用料	下水道課 (048-229-4673)

行政財産の使用料

行政財産の使用料 (括弧内の朱書きは改定前の消費税率)

種類	使用区分	単位	使用料
土地	建物若しくは工作物の敷地又は展示場、駐車場、材料置場等として使用させる場合	月額	当該土地の適正な価格に 1,000 分の 3.5 を乗じて得た額(当該土地の使用期間が 1 月に満たない場合は、当該額に 100 分の 108 (100 分の 105) を乗じて得た額)
	鉄塔、電柱、街灯柱、支線、標識、地下埋設管若しくは地上敷設管又はこれらに類する物の用地として使用させる場合	月額又は年額	戸田市道路占用料条例(昭和 51 年条例第 11 号)別表に定める額に相当する額(当該土地の使用期間が 1 月に満たない場合は、当該額に 100 分の 108 (100 分の 105) を乗じて得た額)
建物	建物の全部を使用させる場合	月額	次に掲げる額の合計額に 100 分の 108 (100 分の 105) を乗じて得た額 ア 当該建物の適正な価格に 1,000 分の 6 を乗じて得た額 イ 当該建物の敷地の適正な価格に 1,000 分の 3.5 を乗じて得た額(当該建物の敷地が借地の場合は借地料に相当する額)
	建物の一部を使用させる場合	月額	当該建物の全部を使用させる場合の使用料に相当する額に、当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額
工作物		月額	当該工作物の種類に応じ、市長が定める額

経過措置

平成 26 年 4 月 1 日より前に、使用の許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の使用料による。

笹目コミュニティセンター使用料

(1) 使用料 (括弧内の朱書きは改定前の使用料)

区 分			使 用 時 間	使用料
セミナールーム (1 0 1)			1時間につき	2 0 0 円
セミナールーム (3 0 1)			〃	2 0 0 円
セミナールーム (3 0 2)			〃	2 0 0 円
和室 (つくし)			〃	2 5 0 円
和室 (たんぼぼ)			〃	2 5 0 円
キッチンスタジオ			〃	3 0 0 円
アトリエ			〃	3 0 0 円
音楽室			〃	3 0 0 円
市民ギャラリー			1日につき	1, 0 2 0 円 (1, 0 0 0 円)
多目的ホール	団体	専用	1時間につき	6 1 0 円 (6 0 0 円)
		共用	〃	3 0 0 円
	個人	〃	5 0 円	
ボランティアビューロー			-	無料
憩いの場			-	無料

(2) 付属設備使用料 (括弧内の朱書きは改定前の使用料)

区 分	使 用 時 間	使用料
講演台	1回につき	510円 (500円)
司会者台	"	200円
長机	"	100円
椅子	"	50円
可動椅子	"	4,620円 (4,500円)
昇降ステージ	"	1,740円 (1,700円)
ダイナミックマイクロホン	"	410円 (400円)
ワイアレスマイクロホン	"	820円 (800円)
ビデオプロジェクター	"	2,050円 (2,000円)
ステージスピーカー	"	820円 (800円)
移動型音響装置	"	1,440円 (1,400円)
スポットライト(1KW)	"	200円
フラットライト	"	610円 (600円)
アッパーホリゾンライト	"	920円 (900円)
フォローピンスポットライト	"	820円 (800円)
フットライト	"	610円 (600円)

セミナールーム(302)		
室内音響装置	1回につき	820円 (800円)
ワイヤレスマイク	"	610円 (600円)
ビデオプロジェクター	"	1,020円 (1,000円)
キッチンスタジオ		
室内AV装置	"	1,020円 (1,000円)
ワイヤレスマイク	"	610円 (600円)
音楽室		
室内音響装置	"	820円 (800円)
ワイヤレスマイク	"	610円 (600円)
カラオケ装置	"	1,020円 (1,000円)
アトリエ		
陶芸窯	"	燃料費電気料金を実費とする。
電動ろくろ	"	100円
市民ギャラリー		
展示パネル	"	100円
長机	"	100円
椅子	"	50円

経過措置

平成26年4月1日より前に、使用の許可を受けている(1)に係る使用料については、なお従前の使用料による。

男女共同参画センター使用料

男女共同参画センター使用料（括弧内の朱書きは改定前の使用料）

区 分	使 用 時 間	使用料
講習室 A・B	1 時間	2 3 0 円
茶室（和室を含む）	1 時間	3 0 0 円
料理室	1 時間	3 9 0 円 (3 8 0 円)
軽体育室	2 時間	1 , 5 4 0 円 (1 , 5 0 0 円)
研修室 A・B	1 時間	4 1 0 円 (4 0 0 円)
テニスコート	1 面 2 時間	5 1 0 円 (5 0 0 円)

経過措置

平成 2 6 年 4 月 1 日より前に、使用の許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の使用料による。

保養所使用料

戸田市保養所使用料（ 括弧内の朱書きは改定前の使用料）

区分		12歳以上	11歳以下	未就学児
宿泊料 (1人1泊入湯税を含む。)	本市に住所を有する者並びに市内の事業所に勤務している者及びその家族	2,720円 (2,650円)	2,570円 (2500円)	無料 ただし、寝具を使用する場合は1人として計算する。
	上記以外の者	4,000円 (3,900円)	3,850円 (3,750円)	
食事代	夕食	大人用	2,050円 (2,000円)	
		子供用	920円 (900円)	
	朝食	660円 (650円)		
手数料		酒類代1.8リットルにつき 200円		
休憩料(大広間の使用に限る。)		1人(正午 午後2時) 300円 ただし、未就学児は無料		
研修室		1時間につき 150円		
カラオケ		1曲 100円		

放置自転車等撤去費用

放置自転車等撤去費用（括弧内の朱書きは改定前の撤去費用）

区分	撤去費用
自転車	1台につき 2,160円 (2,100円)
原動機付自転車	1台につき 3,240円 (3,150円)

経過措置

平成26年4月1日より前に撤去されている自転車等に係る費用については、なお従前の費用による。

自転車駐車場登録手数料

(1) 登録手数料 (括弧内の朱書きは改定前の登録手数料)

区分			金額			
登録利用	登録日		4月1日から 6月30日まで	7月1日から 9月30日まで	10月1日から 3月31日まで	
	学生	自転車	市内居住者	4,320円 (4,200円)	3,240円 (3,150円)	2,160円 (2,100円)
			市外居住者	6,480円 (6,300円)	4,850円 (4,720円)	3,240円 (3,150円)
		原動機付自転車 【50cc以下】	市内居住者	5,400円 (5,250円)	4,040円 (3,930円)	2,690円 (2,620円)
			市外居住者	8,090円 (7,870円)	6,060円 (5,900円)	4,040円 (3,930円)
	一般	自転車	市内居住者	6,480円 (6,300円)	4,850円 (4,720円)	3,240円 (3,150円)
			市外居住者	9,720円 (9,450円)	7,280円 (7,080円)	4,850円 (4,720円)
		原動機付自転車 【50cc以下】	市内居住者	7,560円 (7,350円)	5,660円 (5,510円)	3,770円 (3,670円)
			市外居住者	11,330円 (11,020円)	8,490円 (8,260円)	5,660円 (5,510円)
	一時利用	自転車		1回 100円		
		原動機付自転車【50cc以下】		1回 200円		

(2) 一時利用回数券

区分	金額
100円券 11枚つづり	1,000円

経過措置

平成26年4月1日より前に登録の許可を受け、手数料を納入したものについては、なお従前の手数料による。

特記事項

消費税率引上げに伴うシステム切替作業のため、平成26年3月31日は、登録利用の手数料の納入ができません。

文化会館使用料

(1) ホール等の使用料 (括弧内の朱書きは改定前の使用料)

種別		使用区分	使用料 (円)			
			午前	午後	夜間	全日
		午前9時～ 正午	午後1時～午 後4時30分	午後5時30分 ～午後9時30 分	午前9時～ 午後9時30 分	
ホ ー ル	平日		25,920 (25,200)	38,880 (37,800)	64,800 (63,000)	116,640 (113,400)
	土・日曜日、祝日		32,400 (31,500)	51,840 (50,400)	84,240 (81,900)	152,280 (148,000)
楽屋 1			640 (630)	1,080 (1,050)	1,720 (1,680)	3,130 (3,040)
楽屋 2			640 (630)	970 (940)	1,620 (1,570)	2,800 (2,730)
楽屋 3			320 (310)	540 (520)	860 (840)	1,400 (1,360)
楽屋 4			320 (310)	430 (420)	640 (630)	1,180 (1,150)
リハーサル室			1,080 (1,050)	1,510 (1,470)	2,480 (2,410)	4,530 (4,410)
展示室			4,640 (4,510)	7,020 (6,820)	11,550 (11,230)	20,840 (20,260)

(2) 会議室等の使用料 (括弧内の朱書きは改定前の使用料)

種別		使用区分	使用料 (円)			
			午前	午後	夜間	全日
		午前9時～ 正午	午後1時～午 後4時30分	午後5時30分 ～午後9時30 分	午前9時～ 午後9時30 分	
会議室 3 0 1			2,480 (2,410)	3,670 (3,570)	6,150 (5,980)	11,010 (10,710)

会議室 3 0 2	1,180 (1,150)	1,830 (1,780)	3,020 (2,940)	5,400 (5,250)
会議室 3 0 3	1,180 (1,150)	1,830 (1,780)	3,020 (2,940)	5,400 (5,250)
会議室 3 0 4	3,560 (3,460)	5,400 (5,250)	8,850 (8,610)	15,870 (15,430)
練習室 A	860 (840)	1,180 (1,150)	1,940 (1,890)	3,560 (3,460)
練習室 B	1,940 (1,890)	3,020 (2,940)	5,070 (4,930)	9,180 (8,920)
多目的ルーム A	3,240	4,860	8,100	14,580
多目的ルーム B	2,800	4,210	7,020	12,630
多目的ルーム C	2,050	3,070	5,130	9,230
和室	1,940	3,020	5,070	9,180

(3) 宴会室等の使用料 (括弧内の朱書きは改定前の使用料)

種別	使用区分	使用料 (円)			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～ 正午	午後1時～午 後4時30分	午後5時30分 ～午後9時30 分	午前9時～ 午後9時30 分
宴会室 (羽衣)		5,610 (5,460)	8,420 (8,190)	14,040 (13,650)	25,270 (24,570)
宴会室 (千歳)		2,480 (2,410)	3,670 (3,570)	6,150 (5,980)	11,010 (10,710)
宴会室 (高砂)		2,160 (2,100)	3,020 (2,940)	5,070 (4,930)	9,180 (8,920)
宴会室 (末広)		1,080 (1,050)	1,620 (1,570)	2,590 (2,520)	4,750 (4,620)
応接室		1,830 (1,780)	2,590 (2,520)	4,420 (4,300)	7,990 (7,770)

(4) 使用料の加算等

ア ホール及び多目的ルーム A の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、規定使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算した額とする(10円未満の端数は、切り捨てる。)。

(ア) 入場料が500円未満のとき。 20%

(イ) 入場料が500円以上1,000円未満のとき。 30%

(ウ) 入場料が1,000円以上2,000円未満のとき。 50%

(エ) 入場料が2,000円以上のとき。 80%

イ 展示室又は会議室の使用者が、営利、宣伝等に類する行為を目的として使用する場合の使用料は、規定使用料に100%を加算した額とする。

ウ 市外居住者の使用又は市民以外の者を主たる対象として使用する場合は、規定使用料の50%に相当する額を加算した額とする(10円未満の端数は、切り捨てる。)。

エ 準備又は練習のためホール又は展示室を使用するときの使用料は、規定使用料の50%に相当する額とする。

オ 超過時間の使用料は、超過時間1時間につき、規定使用料の1時間当たりの額(10円未満の端数は、切り捨てる。)の130%に相当する額とし、1時間未満は、1時間として計算する。

カ 午前と午後、午後と夜間にわたって使用する場合の中間時間の使用料は、徴収しない。

(5) 付属設備使用料 (括弧内の朱書きは改定前の使用料)

種 類		単位	使用料 (円) (1 単位に つき)	備考
ホ ー ル 舞 台	所作台	1 式	5,180 (5,040)	化粧箱共
	花道所作台	1 式	1,290 (1,260)	
	平台	各 1 枚	210	
	仮設鳥屋囲	1 式	1,290 (1,260)	下手花道用
	高足・中足・箱足・木台	各 1 個	100	
	松羽目	1 式	1,940 (1,890)	
	能舞台用竹羽目	1 式	1,940 (1,890)	
	指揮者台	1 台	270 (260)	指揮者用譜面台共
	譜面台	1 台	100	譜面灯を含まない。
	大太鼓	1 式	1,080 (1,050)	
	平太鼓	1 式	640 (630)	
	めくり台	1 本	100	
	人形立	1 本	100	
	びょうぶ	1 双	1,940 (1,890)	
	浅黄幕	1 対	1,290 (1,260)	振り竹共
紅白幕	1 対	1,290 (1,260)	"	

	しゃまく 紗幕	1 枚	1,290 (1,260)	
	国旗・県旗・市旗	各 1 枚	160 (150)	
	地がすり	1 枚	640 (630)	
	上敷ござ	1 枚	160 (150)	
	ひもろう 緋毛せん	1 枚	160 (150)	
	長座布団	1 枚	160 (150)	
	高座用座布団	1 枚	160 (150)	
	演台	1 台	810 (780)	脇卓共
	長机	1 脚	160 (150)	
	椅子	1 脚	100	
	コントラバス用高椅子	1 脚	160 (150)	
	大型移動黒板	1 台	270 (260)	
ホ ー ル 舞 台 装 置	オーケストラピット迫り	1 基	3,880 (3,780)	
	大迫り	1 基	1,560 (1,560)	
	小迫り	1 基	810 (780)	
	ひな段迫り	1 基	1,940 (1,890)	

	音響反射板		1基	5,180 (5,040)	
ホール 照明 設備 セット	Aセット	ボーダーライト2列・スポットライト(1kW以上2kW未満)40台・照明調光装置付き	1式	13,750 (13,370)	講演会、式典、大会、説明会等
	Bセット	ボーダーライト3列・スポットライト(1kW以上2kW未満)70台・照明調光装置付き	1式	22,030 (21,420)	
	Cセット	ボーダーライト1列・スポットライト(1kW以上2kW未満)40台・天井反射板ライト1式・照明調光装置付き	1式	14,620 (14,210)	音響反射板を利用した発表会等
ホール 照明 設備	ボーダーライト		1列	1,290 (1,260)	カラーフィルターを含まない。
	ロアホリゾンライト		1本	270 (260)	〃
	アッパーホリゾンライト		1列	1,940 (1,890)	〃
	スポットライト(2kW以上)		1台	540 (520)	カラーフィルターを含まない。スタンド及び丸ベース共
	スポットライト(1kW以上2kW未満)		1台	430 (420)	〃
	スポットライト(1kW未満)		1台	270 (260)	〃
	ランプピンスポットライト(1kW)		1台	1,290 (1,260)	カラーフィルターを含まない。
	クセノンピンスポットライト(2kW)		1台	3,880 (3,780)	〃
	フットライト		1列	1,290 (1,260)	〃

	花道フットライト	1台	640 (630)	"
	置型フットライト	1台	640 (630)	"
	ストリップライト(8灯用)	1本	270 (260)	"
	プロジェクタースポットライト (2kW)	1台	740 (720)	スタンド共
	プロジェクタースポットライト (1kW)	1台	640 (630)	"
	効果器	1台	640 (630)	先玉及び種板共
	ストロボマシン	1台	1,290 (1,260)	
	ミラーボール	1台	640 (630)	
	ブラックライト	1本	270 (260)	
	譜面灯	1台	100	
	天井反射板ライト	1式	2,590 (2,520)	
	星球	1式	1,560 (1,520)	
	スモークマシン	1台	1,290 (1,260)	スモークオイルを 含まない。
	照明調光装置	1式	5,240 (5,100)	
ホ ー ル 音	場内音響装置	1式	2,590 (2,520)	
	カセットテープレコーダー	1台	810 (780)	テープを含まない。

響 装 置	ダイナミックマイクロホン	1本	640 (630)	スタンド共
	コンデンサーマイクロホン	1本	1,080 (1,050)	電池及びスタンド共
	超指向性マイクロホン	1本	1,940 (1,890)	"
	エレベーターマイク装置	1基	640 (630)	マイクロホンを含まない
	三点吊りマイク装置	1台	810 (780)	"
	デジタルオーディオレコーダー (MD・DAT)	1台	1,180 (1,150)	テープ・ディスクを含まない。
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,180 (1,150)	ディスクを含まない。
	デジタルマルチエフェクター	1台	810 (780)	
	ダイレクトボックス	1台	640 (630)	
	サブミキサーA	1台	1,560 (1,520)	
	サブミキサーB	1台	810 (780)	
	オープンテープレコーダー	1台	1,180 (1,150)	テープを含まない。
	レコードプレーヤー	1台	1,180 (1,150)	レコードを含まない。
	ワイヤレスマイクロホンA	1本	1,290 (1,260)	4本まで利用可
	ワイヤレスマイクロホンB	1本	910 (890)	2本まで利用可
ステージサイドスピーカーA	1台	1,290		

				(1,260)	
	ステージサイドスピーカー B	1 台	1,080	(1,050)	
ホ ー ル そ の 他	ピアノ	グランドフルコンサー ト(スタインウェイ D タ イプ)	1 台	9,070 (8,820)	調律料を含まない。
		グランドセミコンサー ト(ヤマハ C - 7)	1 台	2,590 (2,520)	"
		アップライト (ヤマハ Y U A)	1 台	640 (630)	" リハーサル室
	映写機等	1 6 ミリ・3 5 ミルリ 兼用映写機	1 式	1,290 (1,260)	上映10分までごと
		プロジェクター	1 台	2,620 (2,550)	スクリーンを含ま ない。
		スクリーン	1 基	1,290 (1,260)	
		ホール持込器具利用電源	1 k W	210	
宴 会 室 機 械 装 置	室内音響装置		1 式	2,210 (2,150)	マイク共(テープ・ ディスクを含まな い。)
	カラオケ装置		1 式	3,150 (3,060)	マイク共
	プロジェクター		1 台	2,620 (2,550)	スクリーン共
	スクリーン		1 基	640 (630)	
	ピンスポットライト		1 式	1,290 (1,260)	スタンド共
そ の 他	ピアノ等	電子オルガン	1 台	270 (260)	調律料を含まない。 練習室 A
		グランド(ヤマハ G 3	1 台	640	"

	E)		(630)	練習室 B
	グランド (ヤマハ C 3 X)	1 台	640 (630)	" 多目的ルーム A
映写機等	プロジェクター	1 台	2,620 (2,550)	スクリーン共
	スクリーン	1 基	640 (630)	
	ビデオ DVD デッキ	1 式	1,290 (1,260)	モニター共
音響等	室内音響装置	1 式	1,290 (1,260)	有線マイク 2 本共 (テープ・ディスク を含まない)
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	910 (890)	室内音響装置使用 の場合に限る。
	ピンマイク	1 本	910 (890)	"
	持込器具利用電源	1 台	100	1 k W 以上の器具に 関してはホールに 準ずる。
展示パネル・長机等・スポットライト等	展示パネル	1 枚	100	
	長机	1 脚	100	
	椅子	1 脚	50	
	展示ケース	1 台	160 (150)	
	展示室スポットライト	1 式	1,290 (1,260)	
	市民ギャラリースポットライト	1 式	210	
	ステージ	1 台	320	W 2 4 0 0 × D 1 2 0 0 × H 2 0 0
	多目的ルーム A 調光	1 式	1,290	

		装置			
摘要					
1 附属設備の使用料の単位は、午前・午後・夜間をそれぞれ1単位として、全日は3単位とする。					
2 宴会室の附属設備使用料金は、使用ごとに1単位として計算する。					
3 使用時間を延長した場合の附属設備の使用料は、条例別表第1の4（使用料の加算等）第5号の規定を準用する。					

経過措置

平成26年4月1日より前に、使用の許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

スポーツセンター使用料

(1) 基本使用料 (括弧内の朱書きは改定前の使用料)

施設名			区分		使用料		照明料		冷暖房料		
					使用単 位	金額 (円)	使用単 位	金額 (円)	使用単 位	金額(円)	
										冷房	暖房
第1 競 技 場	アマチ ュアの 体育ス ポーツ 場	全面	一般・学生	専用	2時間	3,880 (3,780)	1時間	880 (860)	1時間	7,400 (7,200)	6,890 (6,700)
			児童・生徒	専用	2時間	1,850 (1,800)					
	及びレ クリエ ーショ ンに使 用する 場合	バドミン トンコー ート	一面	専用	2時間	640 (630)	1時間	290	\		
			一面	専用	2時間	1,290 (1,260)	1時間	290			
			一面	専用	2時間	1,940 (1,890)	1時間	290			
			一面	専用	2時間	1,940 (1,890)	1時間	290			
	その他 の場合	平日	全面	専用	2時間	7,770 (7,560)	1時間	880 (860)	1時間	7,400 (7,200)	6,890 (6,700)
		日曜日・祝 日	全面	専用	2時間	15,550 (15,120)					
	第2競技場	全面	一般・学生	専用	2時間	1,940 (1,890)	1時間	380 (370)	1時間	2,360 (2,300)	2,260 (2,200)
			児童・生徒	専用	2時間	920 (900)					
バドミン トンコー		一面	専用	2時間	640 (630)			\			

	ト	一般・学生	個人	2時間	120			
		児童・生徒	個人	2時間	60			
第3競技場（卓球場）	全面	専用	2時間	1,290 (1,260)		1時間	850 (830)	740 (720)
	1台	専用	2時間	160				
第1武道場（柔道場）	全面	専用	2時間	1,290 (1,260)		1時間	1,020 (1,000)	1,000 (980)
	一般・学生	個人	2時間	120				
	児童・生徒	個人	2時間	60				
第2武道場（剣道場）	全面	専用	2時間	1,290 (1,260)		1時間	1,020 (1,000)	1,000 (980)
	一般・学生	個人	2時間	120				
	児童・生徒	個人	2時間	60				
第3武道場（弓道場）	全面	専用	2時間	2,590 (2,520)				
	一般・学生	個人	2時間	120				
	児童・生徒	個人	2時間	60				
体力測定室及びトレーニング室	一般・学生	個人	2時間	130				
	児童・生徒	個人	2時間	60				
テニスコート	一面	専用	2時間	640 (630)	1時間	770 (750)		
陸上競技場	全面	専用	1日	12,960 (12,600)				
	全面	専用	半日	6,480 (6,300)				
屋外プール	一般・学生	専用	夏 2時間	5,180 (5,040)				
	児童・生徒	専用	夏 2時間	2,460				

		用期		(2,400)			
	一般・学生	個人	夏期	1回	120		
	児童・生徒	個人	夏期	1回	60		
屋内プール	一般・学生	専用	冬期	2時間	12,960		
					(12,600)		
	児童・生徒	専用	冬期	2時間	6,170		
					(6,000)		
	一般・学生	個人	夏期	1回	120		
			冬期	1回	380	(370)	
	児童・生徒	個人	夏期	1回	60		
			冬期	1回	240		
大会議室	2時間			2時間	770		
					(750)		
小会議室	2時間			2時間	380		
					(370)		

(2) 附属設備使用料 (括弧内の朱書きは改定前の使用料)

種別	単位	使用料(円) (1回につき)	摘要
電光得点板	1組	540 (520)	
放送設備	1式	540 (520)	
ビデオプロジェクター	1式	540 (520)	
ワイヤレスアンプ	1式	100	
ステージ	1式	320 (310)	
長机	1脚	10	あらかじめ室内に設置してあるものは、除く。
折たたみ椅子	1脚	10	あらかじめ室内に設置してあるものは、除く。
フロアシート	1巻	100	
ダンスパネル	1枚	320 (310)	
更衣ロッカー	1個	10	

経過措置

平成26年4月1日より前に、使用の許可を受けている(1)及び(2)に係る使用料については、なお従前の使用料による。

中町庭球場使用料

基本使用料

区分	使用時間	使用料
庭球場 1 面	2 時間	5 4 0 円 (5 2 0 円)

経過措置

平成 26 年 4 月 1 日より前に、使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の使用料による。

学校屋外運動場夜間照明施設使用料

基本使用料

使用時間	使用料
1 時間	1,020円 (1,000円)

経過措置

平成 26 年 4 月 1 日より前に、使用の許可を受けている団体の当該許可に係る使用料については、なお従前の使用料による。

し尿くみとり手数料及び動物の死体処理手数料

(1) し尿くみとり手数料 (括弧内の朱書きは改定前の手数料)

種 別	金 額 (円)
し尿くみとり手数料 (一般)	3 1 0 (3 0 5)
し尿くみとり手数料 (事業所)	3 4 0 (3 3 5)

(2) 動物の死体処理手数料 (括弧内の朱書きは改定前の手数料)

種 別	金 額 (円)
動物の死体処理手数料	1 , 5 4 0 (1 , 5 0 0)

経過措置

平成 26 年 4 月 1 日より前に、処理されている (1) 及び (2) に係る手数料については、なお従前の手数料による。

船着場の使用料

船着場の使用料（ 括弧内の朱書きは改定前の使用料）

単位	使用料
1日	船舶の総トン数の1トンにつき 16円20銭（17円）

備考

使用者は、上記に基づき算定した額に100分の108を乗じて得た使用料を納付しなければならない。ただし、当該納付すべき金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

経過措置

平成26年4月1日より前に、使用の許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の使用料による。

公園の使用料等

(1) 都市公園の占用許可による占用料

占用物件名	金額
電柱、電話柱その他これらに類するもの	戸田市道路占用料条例（昭和 51 年条例第 11 号）を準用する。
地下埋設物	
変圧器その他これに類するもの及び公衆電話	
工事用施設及び工事用材料置場	
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する仮設工作物	1 平方メートル当たり 1 日 10 円
その他の占用	市長がその都度定める。

(2) 戸田市都市公園条例に掲げる行為の許可による使用料

種類	単位	期間	金額
物品の販売その他これに類する行為	1 平方メートル	1 日	100 円
業として行う写真撮影	写真機 1 台	1 日	1,000 円
臨時に会費を徴して写真コンテスト等の撮影会を行うとき	写真機 1 台	1 日	200 円
業として行う映画又はテレビの撮影	撮影機 1 台	1 時間	5,000 円
興業	1 平方メートル	1 日	10 円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する行為	1 平方メートル	1 日	5 円

備考

1 占用料の計算方法

(1) 占用料が日額で定められているものについて、当該占用期間が 1 月未満の場合は、当該占用料に 100 分の 108 (100 分の 105) を乗じて計算するものとする。ただし、当該占用料に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(2) 占用面積が 1 平方メートル未満のものは、1 平方メートルとして計算する。

2 使用料の計算方法

(1) 使用時間が 1 時間未満の使用料は、1 時間として計算する。

(2) 使用面積が 1 平方メートル未満の使用料は、1 平方メートルとして計算する。

(3) 第 3 条第 1 項各号に掲げる行為の許可による使用の額は、当該規定使用料に 100 分の

108 (100分の105) を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(3) 有料の公園施設の使用料

公園名	公園施設	使用期間	金額
惣右衛門公園	サッカー場	2時間	2,670円 (2,600円)
	フットサル場1面	2時間	1,330円 (1,300円)
新田公園	野球場	2時間	750円 (730円)
笹目公園	野球場	2時間	750円 (730円)
北部公園	野球場	2時間	2,670円 (2,600円)
彩湖・道満グリーンパーク	陸上競技場	半日	5,400円 (5,250円)
		1日	10,800円 (10,500円)
	サッカー場	2時間	750円 (730円)
	ソフトボール場	1面 2時間	540円 (520円)
	テニスコート	1面 2時間	540円 (520円)
	野球場	1面 2時間	750円 (730円)
後谷公園	茶室	半日	2,160円 (2,100円)
		1日	4,320円 (4,200円)

備考

本市以外に住所を有する者が使用する場合は、当該規定使用料の5割増とする(10円未満の端数は、切り捨てる。)。

(4) 夜間照明施設の使用料

公園名	公園施設	使用時間	金額
惣右衛門公園	サッカー場	1時間	1,370円 (1,340円)
北部公園	野球場	1時間	3,760円 (3,660円)
笹目公園	野球場	1時間	2,680円 (2,610円)

備考

1 本市以外に住所を有するものが使用する場合は、当該規定使用料の10割増とする。

2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

経過措置

平成26年4月1日より前に、使用の許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の使用料による。

起業支援センター支援室使用料

起業支援センター支援室使用料 (括弧内の朱書きは改定前の使用料)

部屋	月単価(円)
支援室 5, 6, 13, 14	20,000 (19,000)
支援室 1, 4, 15	20,000
支援室 2, 3	25,000 (24,000)
支援室 8, 9	26,000
支援室 16	27,000 (26,000)
支援室 7, 10, 11	40,000 (39,000)
支援室 12	67,000 (65,000)
支援室 17	74,000 (72,000)

福祉センター使用料

福祉センター使用料（括弧内の朱書きは改定前の使用料）

室名		時間	使用料
大会議室		1時間につき	300円
会議室・講習会室・集会室・サークル室		〃	230円
茶華道室・音楽室		〃	300円
料理教室・工芸室		〃	390円 (380円)
老人いこいの室（一般使用）		〃	390円 (380円)
体育室	団体	専用	2時間につき 1,540円 (1,500円)
		共用	〃 770円 (750円)
	個人	一般	〃 80円
		児童・生徒	〃 50円

経過措置

平成26年4月1日より前に、使用の許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

勤労福祉センター使用料

勤労福祉センター使用料（括弧内の朱書きは改定前の使用料）

室名	時間	使用料
会議室・講習会室	1時間につき	230円
茶道教室・音楽室	〃	300円
料理教室	〃	390円 (380円)
ホール	〃	2,570円 (2,500円)

経過措置

平成26年4月1日より前に、使用の許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

心身障害者福祉センター使用料

心身障害者福祉センター使用料(括弧内の朱書きは改定前の使用料)

室名			使用区分			使用料(円)		
			午前		午後		夜間	
			午前9時～正午		午後1時～午後5時		午後6時～午後9時 30分	
生活実習室			610 (600)	820 (800)	1,020 (1,000)			
料理実習室			1,020 (1,000)	1,330 (1,300)	1,540 (1,500)			
社会適応訓練室			820 (800)	1,020 (1,000)	1,230 (1,200)			
軽体育室	団体	専用	2,050 (2,000)	2,670 (2,600)	3,080 (3,000)			
		共用	1,020 (1,000)	1,330 (1,300)	1,540 (1,500)			
	個人		100	100	100			
音楽室			820 (800)	1,020 (1,000)	1,230 (1,200)			

経過措置

平成26年4月1日より前に、使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の使用料による。

福祉保健センター使用料

福祉保健センター使用料（ 括弧内の朱書きは改定前の使用料）

施設名	使用料	
	使用単位	金額（円）
調理実習室	1時間	510
		(500)

経過措置

平成26年4月1日より前に、使用の許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の使用料による。

産前産後支援ヘルプサービス利用料

産前産後支援ヘルプサービス利用料（ 括弧内の朱書きは改定前の利用料）

< 1時間あたりの利用料 >

市民税課税世帯	820 円 (775 円)
非課税世帯	420 円 (375 円)
生活保護世帯	120 円 (75 円)

< その他利用料等 >

もく浴代	540 円 (525 円)
キャンセル代	1,620 円 (1,525 円)

経過措置

平成 26 年 4 月 1 日以後に派遣を受けた分の利用料から適用し、同日前に派遣を受けた分の利用料は、なお従前の利用料による。

道路占用料

道路占用料（ 括弧内の朱書きは改定前の占用料）

別表（第3条関係）			
占用物件		単位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,000
	第2種電柱		1,600
	第3種電柱		2,200
	第1種電話柱		930
	第2種電話柱		1,500
	第3種電話柱		2,100
	その他の柱類		72
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下電線その他地下に設ける線類	5	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	480
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400
	郵便差出箱		600
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110
	外径が0.1メートル以上		170

	0.15メートル未満のもの		
	外径が0.15メートル以上		230
	0.2メートル未満のもの		
	外径が0.2メートル以上		460
	0.4メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上1		1,100
	メートル未満のもの		
	外径が1メートル以上のもの		2,300
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,400
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額
	上空に設ける通路		2,900
	地下に設ける通路		1,500
	その他のもの		1,400
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	44
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	440
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に	看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月
	あるものを除く。）	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年

掲げる物件	標識		1本につき1年	1,100
	旗ざお	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの	1本につき1日	44
		その他のもの	1本につき1月	440
	幕(令第7条 第4号に掲 げる工事に 用いる施設 であるもの を除く。)	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの	その面積1平方メートル につき1日	44
		その他のもの	その面積1平方メートル につき1月	440
	アーチ	車道を横断す るもの	1基につき1月	4,400
その他のもの		2,200		
令第7条第4号に掲げる工事に用いる施設及び同条第5号に掲げる工事に用いる材料			占有面積1平方メートル につき1月	440
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				140
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートル につき1年	Aに0.006 を乗じて得た 額
		階数が2のもの		Aに0.009 を乗じて得た 額
		階数が3のもの		Aに0.011 を乗じて得た 額
		階数が4以上のもの		Aに0.013 を乗じて得た 額
		その他のもの		Aに0.006

				を乗じて得た額
--	--	--	--	---------

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 占用料の計算方式
 - (1) 占用料が年額で定められているものについては、占用期間に1年未満の端数があるとき又は占用期間が1年未満の場合は、月割計算とし、占用期間に1月未満の端数があるとき又は占用期間が1月未満の場合は、1月として計算する。
 - (2) 占用料が月額で定められているものについては、占用期間に1月未満の端数があるとき又は占用期間が1月未満の場合は、1月として計算する。
 - (3) 占用料が日額で定められているものについて、当該占用期間が1月未満の場合は当該占用料に100分の108(100分の105)を乗じて計算するものとする。ただし、当該占用料に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
 - (4) 占用面積が1平方メートル未満のものは、1平方メートルに、占用の長さが1メートル未満のものについては、1メートルとして計算する。
- 3 電柱及び電話柱の支柱、支線は、それぞれ1本とする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 7 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 8 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置す

る電線をいうものとする。

市民医療センター使用料、手数料

(1) 使用料 (括弧内の朱書きは改定前の使用料)

No.	区分		単位	金額 (円)
1	往診用自動車料	市内	1 往診につき	3 2 0 (3 1 0)
		近隣市外	"	6 4 0 (6 3 0)
2	個室料	市内居住者	1 日につき	5, 4 0 0 (新規)
		市外居住者	"	8, 6 4 0 (新規)

(2) 手数料 (括弧内の朱書きは改定前の手数料)

No.	区分		単位	金額 (円)
1	診断書料	普通	1 通につき	1, 0 8 0 (1, 0 5 0)
		特別 (生命保険及び自動車損害賠償 責任保険の請求に要する診断書 その他特に複雑なもの)	"	3, 2 4 0 (3, 1 5 0)
2	死亡診断書料	普通	"	2, 1 6 0 (2, 1 0 0)
		特別 (生命保険の請求に要する死亡 診断書その他特に複雑なもの)	"	3, 2 4 0 (3, 1 5 0)
3	死体検案料		1 件につき	1 0, 8 0 0 (1 0, 5 0 0)
4	死体検案書料		1 通につき	3, 2 4 0 (3, 1 5 0)
5	死体処置料		1 件につき	5, 4 0 0 (5, 2 5 0)
6	証明書料	普通	1 通につき	1, 0 8 0 (1, 0 5 0)
		特別 (生命保険及び自動車損害賠償 責任保険の請求に要する証明書 その他特に複雑なもの)	"	3, 2 4 0 (3, 1 5 0)
7	小・中学校関係の簡易な証明書料		"	3 2 0 (3 1 0)
8	成年後見用鑑定料		1 件につき	5 4, 0 0 0 (5 2, 5 0 0)

教育センター編集室の使用料

教育センター編集室の使用料（括弧内の朱書きは改定前の使用料）

室名	単位	使用料（円）
編集室	1時間	510 (500)

経過措置

平成26年4月1日より前に、使用の許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の使用料による。

少年自然の家 宿泊料・食事料

(1) 宿泊料 (括弧内の朱書きは改定前の宿泊料)

宿泊料	1泊	2泊	3泊
一般	860円 (840円)	1,080円 (1,050円)	1,290円 (1,260円)
小・中学生 青少年団体	300円	410円 (400円)	510円 (500円)

経過措置

平成26年4月1日より前に、使用の許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の使用料による。

(2) 食事料 (括弧内の朱書きは改定前の食事料)

食事料	朝食	昼食	夕食
一般	1,020円 (1,000円)		1,540円 (1,500円)
小・中学生 青少年団体	520円 (510円)	460円 (450円)	700円 (690円)

水道料金

水道料金 (括弧内の朱書きは改定前の水道料金)

基本料金 (2 か月分)		
	口 径	料 金
一 般 ・ 浴 場 用	13 ミリ	734.4 円 (714.0 円)
	20 ミリ	1,339.2 円 (1,302.0 円)
	25 ミリ	1,814.4 円 (1,764.0 円)
	40 ミリ	4,752.0 円 (4,620.0 円)
	50 ミリ	12,312.0 円 (11,970.0 円)
	75 ミリ	22,680.0 円 (22,050.0 円)
	100 ミリ	44,712.0 円 (43,470.0 円)
	150 ミリ	124,632.0 円 (121,170.0 円)

従量料金 (2 か月分)		
	使用水量	1 m ³ につき
一 般 用	1 m ³ ～20 m ³	48.6 円 (47.25 円)
	21 m ³ ～40 m ³	86.4 円 (84.0 円)
	41 m ³ ～60 m ³	129.6 円 (126.0 円)
	61 m ³ ～100 m ³	172.8 円 (168.0 円)
	101 m ³ ～200 m ³	216.0 円 (210.0 円)
	201 m ³ ～	280.8 円 (273.0 円)
浴 場 用	1 m ³ ～400 m ³	59.4 円 (57.75 円)
	401 m ³ ～	86.4 円 (84.0 円)

特記事項

平成 26 年 4 月 1 日より前から継続して使用される方は、平成 26 年 6 月 1 日以降の請求から改定後の水道料金にてご請求いたします。

平成 26 年 4 月 1 日以降に新たに使用開始される方は、平成 26 年 4 月 1 日以降の請求から改定後の水道料金にてご請求いたします。

給水装置新設分担金・水道利用加入金

給水装置新設分担金・水道利用加入金

(括弧内の朱書きは改定前の給水装置新設分担金・水道利用加入金)

分担金・水道利用加入金一覧表

口 径	分担金 (1 給水装置につき) ・水道利用加入金	
1 3 ミリ	108,000 円	(105,000 円)
2 0 ミリ	172,800 円	(168,000 円)
2 5 ミリ	432,000 円	(420,000 円)
4 0 ミリ	1,404,000 円	(1,365,000 円)
5 0 ミリ	2,376,000 円	(2,310,000 円)
7 5 ミリ	5,940,000 円	(5,775,000 円)
1 0 0 ミリ	11,264,400 円	(10,951,500 円)
1 5 0 ミリ	24,408,000 円	(23,730,000 円)
2 0 0 ミリ	メータ口径の断面積及び流量を基礎とし、管理者が定める。	

下水道使用料

下水道使用料（ 括弧内の朱書きは改定前の下水道使用料）

	排除汚水量（2 か月分）	使用料金	
一 般 汚 水	0～20m ³ まで	1,296.00 円	(1,260.00 円)
	21～40m ³ まで	1m ³ につき 12.96 円	(12.60 円)
	41～100m ³ まで	"	59.40 円 (57.75 円)
	101～200m ³ まで	"	76.68 円 (74.55 円)
	201～400m ³ まで	"	84.24 円 (81.90 円)
	401～1,000m ³ まで	"	104.76 円 (101.85 円)
	1,001～2,000m ³ まで	"	118.80 円 (115.50 円)
	2,001～10,000m ³ まで	"	146.88 円 (142.80 円)
	10,001m ³ 以上	"	168.48 円 (163.80 円)
	公衆浴場汚水	"	21.60 円 (21.00 円)

特記事項

平成 26 年 4 月 1 日より前から継続して使用される方は、平成 26 年 6 月 1 日以降の請求から改定後の下水道使用料にてご請求いたします。

平成 26 年 4 月 1 日以降に新たに使用開始される方は、平成 26 年 4 月 1 日以降の請求から改定後の下水道使用料にてご請求いたします。